

## 平成31年4月1日より、施設利用料金が改定されます。

佐倉市条例に基づき掲載

### 青少年センター

#### 新料金

#### 改定前

貸室	使用時間		
談話室・実習室	1時間	130 円 ←	108 円
研修室1・研修室2	1時間	100 円 ←	108 円

#### 備考

- 一 使用できる団体は、5人以上で責任者のあるものとする。
- 二 活動拠点が市内にある団体が、佐倉市立青少年センターの備品及び管理に関する条例第8条ただし書の規定により使用する場合は、区分における利用料金の2倍の金額とする。
- 三 使用許可時間を超過した場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。

### 宿泊

#### 新料金

#### 改定前

区分	一人当たり		宿泊加算料
市内青少年団体		350 円 ←	108 円
市内その他団体		500 円 ←	216 円
市外団体		1,000 円 ←	432 円

#### 注

- 一 1泊とは、午後1時から、翌日の正午までの利用をいう。

#### 備考

- 一 使用できる団体は、5人以上で責任者のあるものとする。